

**犯罪被害者等支援  
メニューリスト**

**(令和8年度版)**

**射水市**

# 目次

## 市の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口 .....	3
<b>2 経済的支援</b>	
(1) 見舞金の支給 .....	3
(2) 高額療養費の支給 .....	3
(3) 高額介護サービス費の支給 .....	3
(4) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 .....	3
(5) 高額医療・高額介護合算療養費の支給 .....	4
(6) 国民年金の支給 .....	4
(7) 特別障害者手当 .....	4
(8) 自立支援医療の負担軽減 .....	4
(9) 心身障がい者医療費の支援 .....	4
(10) 子育てに係る負担の軽減 .....	5、6
(11) 市税等の減免 .....	7
(12) 生活困窮者等に対する支援 .....	7
(13) 生活保護 .....	7
(14) 公営住宅入居要件の緩和 .....	7
(15) 母子生活支援施設への入所 .....	7
(16) 上下水道料金の減免、納付 .....	8
(17) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル .....	8
(18) 多重債務に関する相談 .....	8
<b>3 精神的・身体的被害の回復・防止等</b>	
(1) 家庭児童相談 .....	8
(2) DV相談 .....	8
(3) こころの健康相談 .....	8
(4) 女性のための法律相談 .....	9
(5) 高齢者の総合的な相談・支援 .....	9

(6) 障害者虐待 .....	9
(7) 高齢者虐待 .....	9
(8) 高齢者の緊急一時入所 .....	9
(9) 身体障害 .....	9
(10) 住所情報の保護 .....	9
(11) 無料法律相談 .....	9
(12) 防犯指導 .....	9

# 市の支援メニュー・対応窓口

## 1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

<p>犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。</p>	<p>生活安全課生活安全係 (市役所本庁舎2階) TEL 0766-51-6623</p>
--	---

## 2 経済的支援

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 見舞金の支給	犯罪被害にあった方などに見舞金を支給します。	生活安全課生活安全係 (市役所本庁舎2階) TEL 0766-51-6623
(2) 高額療養費の支給		
国民健康保険	1ヵ月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合に支給します。	保険年金課国保・年金係 (市役所本庁舎1階) TEL 0766-51-6628
後期高齢者医療保険		保険年金課高齢者医療係 (市役所本庁舎1階) TEL 0766-51-6628
(3) 高額介護サービス費の支給		
介護保険	1ヵ月の介護保険サービスの自己負担額が限度額を超えた場合に支給します。	介護保険課介護保険管理係 (市役所本庁舎1階) TEL 0766-51-6627
(4) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免		
国民健康保険	一定の要件を満たす者で医療費の一部負担金の納付が困難となった場合、状況に応じて徴収猶予や減免などの相談に応じます。	保険年金課国保・年金係 (市役所本庁舎1階) TEL 0766-51-6628
後期高齢者医療保険		保険年金課高齢者医療係 (市役所本庁舎1階) TEL 0766-51-6628

<b>(5) 高額医療・高額介護合算療養費の支給</b>		
国民健康保険	1年間の医療保険と介護保険の自己負担を合算し、基準額を超えた場合に支給します。	保険年金課国保・年金係 (市役所本庁舎1階) TEL 0766-51-6628
後期高齢者医療保険		保険年金課高齢者医療係 (市役所本庁舎1階) TEL 0766-51-6628
介護保険		介護保険課介護保険管理係 (市役所本庁舎1階) TEL 0766-51-6627
<b>(6) 国民年金の支給 【遺族基礎年金】</b>	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の受給資格者が亡くなったとき、その配偶者又は子に支給します。	保険年金課国保・年金係 (市役所本庁舎1階) TEL 0766-51-6628
<b>【障害基礎年金】</b>	国民年金加入中にかかった病気や怪我が原因で一定以上の障害が残った場合に支給します。	保険年金課国保・年金係 (市役所本庁舎1階) TEL 0766-51-6628
<b>(7) 特別障害者手当 の支給</b>	精神又は身体に重度の障害があるため、常時特別の介護を必要とする在宅20歳以上の方に支給します。	社会福祉課障がい福祉係 (市役所本庁舎1階) TEL 0766-51-6626
<b>(8) 自立支援医療の 負担軽減</b>	精神通院医療、育成医療、再生医療にかかる費用の自己負担額上限額を原則1割に軽減します。	社会福祉課障がい福祉係 (市役所本庁舎1階) TEL 0766-51-6626
<b>(9) 心身障がい者医 療費の支援</b>	重度心身障害のある方(児)が医療保険による診察を受けた場合、その自己負担額を助成します。	社会福祉課障がい福祉係 (市役所本庁舎1階) TEL 0766-51-6626

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(10) 子育てに係る負担の軽減		
【妊娠】 妊娠判定受診料の助成	一定の要件を満たす低所得者の妊婦に対して、産科医療機関での妊娠判定に要した費用を助成します。	こども福祉課こどもすこやか係 (保健センター内) T E L 0766-52-7080
【育児】 児童扶養手当	ひとり親家庭等の母、父又は養育者や父若しくは母に重度の障害がある家庭に対して、一定額を支給します。	こども福祉課こども福祉係 (市役所本庁舎1階) T E L 0766-51-6546
【育児】 特別児童扶養手当	精神又は身体に障害がある児童を家庭で監護、養育している父母等に支給します。	こども福祉課こども福祉係 (市役所本庁舎1階) T E L 0766-51-6546
【育児】 障がい児福祉手当	精神又は身体に障害があるため、常時介護を必要とする在宅の児童に支給します。	社会福祉課障がい福祉係 (市役所本庁舎1階) T E L 0766-51-6626
【保育】 ひとり親家庭等の保育料の軽減	ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。	子育て支援課保育・こども園係 (市役所本庁舎2階) T E L 0766-51-6629
【保育】 一時保育（一時預かり）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児や幼児を一時的に預かります。	子育て支援課保育・こども園係 (市役所本庁舎2階) T E L 0766-51-6629
【保育】 一時保育（一時預かり）	ファミリー・サポート・センターに登録した会員間で児童の預かりや送迎等の援助活動を実施します。	子育て支援課保育・こども園係 (市役所本庁舎2階) T E L 0766-51-6629
【保育】 子育て短期支援事業	保護者が身体上・精神上の理由で家庭で児童を養護できなくなった場合に一時的に養護・保護します。	こども福祉課こども家庭係 (市役所本庁舎1階) T E L 0766-51-6671

【医療】 ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の母、父又は養育者とその子どもの保険診療による医療費の自己負担分を助成します。	こども福祉課こども福祉係 (市役所本庁舎 1階) TEL 0766-51-6546
【医療】 子ども医療費公費負担制度	児童等が医療保険による診察を受けた場合、その自己負担額を助成します。	こども福祉課こども福祉係 (市役所本庁舎 1階) TEL 0766-51-6546
【修学】 就学援助	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に、学用品費等を就学援助費として支給します。	学校教育課学校教育係 (市役所本庁舎 4階) TEL 0766-51-6635
【修学】 父子母子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親・寡婦家庭を対象に、児童が修学するために必要な資金をはじめとした各種資金の貸付を行います。	こども福祉課こども家庭係 (市役所本庁舎 1階) TEL 0766-51-6671
【修学】 高等職業訓練促進給付金	ひとり親の方が資格を取得するため、養成機関で就学する際に給付金を支給します。	こども福祉課こども家庭係 (市役所本庁舎 1階) TEL 0766-51-6671
【修学】 自立支援教育訓練給付金	ひとり親の方が教育訓練給付金の指定講座を受講した際に、その受講料の一部に対して給付金を支給します。	こども福祉課こども家庭係 (市役所本庁舎 1階) TEL 0766-51-6671
【就労】 児童扶養手当受給者等就労自立促進事業	ハローワーク等と連携した就業支援を実施します。	こども福祉課こども福祉係 (市役所本庁舎 1階) TEL 0766-51-6546

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(11) 市税等の減免、納付		
市・県民税の減免、納付	<p>一定の要件を満たす者で市税等の納付が困難となった場合、状況に応じて減免や分割納付などの相談に応じます。</p> <p>【納付】</p> <p>市民税等の納付については、収納対策課にて相談に応じます。</p>	<p>課税課市民税係 (市役所本庁舎 2 階) T E L 0766-51-6618</p> <p>収納対策課債権管理係 (市役所本庁舎 2 階) T E L 0766-51-6620</p>
国民健康保険税の減免、納付		<p>保険年金課国保・年金係 (市役所本庁舎 1 階) T E L 0766-51-6628</p>
後期高齢者医療保険料の減免、納付	<p>一定の要件を満たす者で市税等の納付が困難となった場合、状況に応じて減免や分割納付などの相談に応じます。</p>	<p>保険年金課高齢者医療係 (市役所本庁舎 1 階) T E L 0766-51-6628</p>
介護保険料の減免、納付		<p>介護保険課介護保険管理係 (市役所本庁舎 1 階) T E L 0766-51-6627</p>
(12) 生活困窮者等に対する相談・支援	<p>就労や家計に関する自立に向けた相談や住居確保給付金や生活福祉資金の活用、日常生活自立支援を通じて生活再建を支えます。</p>	<p>射水市社会福祉協議会 (救急薬品市民交流プラザ内) T E L 0766-55-5203</p>
(13) 生活保護	<p>生活保護等福祉全般の相談業務等を行います。</p>	<p>社会福祉課保護係 (市役所本庁舎 2 階) T E L 0766-51-6670</p>
(14) 公営住宅入居要件の緩和	<p>DV 被害者として一定の要件を満たす場合、親族の同居要件及び入居収入基準の緩和を行います。</p>	<p>建築住宅課住宅係 (市役所大島分庁舎 2 階 ) T E L 0766-51-6683</p>
(15) 母子生活支援施設への入所	<p>18 歳未満の子どもを養育している母子家庭や、それに準じる母子で、生活上の様々な問題のために自立が困難な場合に、施設への入所について、相談に応じます。</p>	<p>子ども福祉課子ども家庭係 (市役所本庁舎 1 階) T E L 0766-51-6671</p>

<p>(16) 上下水道料金の減免、納付</p>	<p>生活保護の受給者など一定の要件を満たす場合、上下水道料金を減免します。納入期限まで上下水道料金の納付が困難となった場合などに、分割納付などの相談に応じます。</p> <p>【減免】 各福祉部門にて相談に応じます。</p> <p>【納付】 上下水道お客様センターにて相談に応じます。</p>	<p>上下水道業務課上水道業務係 (市役所布目分庁舎 1階) TEL 0766-84-9641</p> <p>上下水道お客様センター (市役所布目分庁舎 1階) TEL 0766-84-9643</p>
<p>(17) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル</p>	<p>契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。</p>	<p>生活安全課生活安全係 (市役所本庁舎 2階) TEL 0766-51-6623</p>
<p>(18) 多重債務に関する相談</p>	<p>多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。</p>	<p>生活安全課生活安全係 (市役所本庁舎 2階) TEL 0766-51-6623</p>

### 3 精神的・身体的被害の回復・防止等

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
<p>(1) 家庭児童相談</p>	<p>子育てや児童虐待など、子どもに関する様々な相談に応じます。</p>	<p>子ども福祉課子ども家庭係 (市役所本庁舎 1階) TEL 0766-51-6671</p>
<p>(2) DV相談</p>	<p>配偶者・パートナー等からの暴力(いわゆるDV)に関する相談について専門機関などを紹介します。</p>	<p>生活安全課生活安全係 (市役所本庁舎 2階) TEL 0766-51-6623</p>
<p>(3) こころの健康相談</p>	<p>公認心理師によるこころの健康相談(予約制)、保健師による来所相談・電話相談(随時)を行います。</p>	<p>保健センター健康増進係 (射水市保健センター) TEL 0766-52-7070</p>

(4) 女性のための無料相談	女性相談員による無料相談を行います。	市民活躍・文化課市民活躍推進係 (市役所本庁舎2階) TEL 0766-51-6622
(5) 高齢者の総合的な相談・支援	高齢者の総合相談支援、権利擁護、介護予防等の支援を行います。	地域福祉課地域包括ケア係、地域共生推進班 (市役所本庁舎1階) TEL 0766-51-6625
(6) 障害者虐待	障害者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障害者虐待の防止の啓発を行います。	社会福祉課障がい福祉係 (市役所本庁舎1階) TEL 0766-51-6626
(7) 高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待を認知した場合は、関係機関と連携して高齢者を守ります。	地域福祉課地域共生推進班 (市役所本庁舎1階) TEL 0766-51-6625
(8) 高齢者の緊急一時入所	虐待等緊急事態により、一時的に保護が必要な高齢者を、介護保険施設等で預かります。	地域福祉課地域共生推進班 (市役所本庁舎1階) TEL 0766-51-6625
(9) 身体の障害	身体に障害がある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	社会福祉課障がい福祉係 (市役所本庁舎1階) TEL 0766-51-6626
(10) 住所情報の保護	DV ストーカー行為等の被害者の住民票等を相手方が請求しても交付しないようにする等の支援を行います。	市民課戸籍住民係 (市役所本庁舎1階) TEL 0766-51-6621
(11) 無料法律相談	弁護士による無料の法律相談を行います。	総務課総務・法規係 (市役所本庁舎4階) TEL 0766-51-6615
(12) 防犯指導	犯罪に遭わないための注意喚起や具体的な防犯対策を情報提供します。	生活安全課生活安全係 (市役所本庁舎2階) TEL 0766-51-6623